

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—102]

個表番号	3-⑩	法 律 名	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 (H4 法 62)
条 項	4①、5、6①③ 7① 8① 9①② 10① 11⑤	事務内容	整備計画の認定等 整備計画の変更の認定等 認定事業者に対する報告の徴収等 認定計画の認定の取消等 特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要があり、そのための各種制度を措置している。標記事務は、建設工事の施工に伴い自ずと生ずることとなる産業廃棄物の適正処理を図るための措置であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設廃棄物処理施設等を整備する者に対する監督を一元的に実施している。

したがって、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うことはできない。

なお、特定周辺整備地区の区域等の通知の受理については、国が同地区について直轄事業を実施するための事業計画の立案等を行う場合があるため、受理するものであり、これを直轄事業の権限を有しない広域的実施体制に移譲することはそもそも馴染まない。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—103]

個表番号	3-⑪	法 律 名	資源の有効な利用の促進に関する法律 (H3 法 48)
条 項		事務内容	
	16		特定再利用事業者に対する助言
	17①～③		特定再利用事業者に対する勧告、命令等
	35		指定副産物事業者に対する指導及び助言
	36①～③		特定副産物事業者に対する勧告、命令等
	37①		特定再利用事業者に対する報告徴収、立入検査等
	37⑤		指定副産物事業者に対する報告徴収、立入検査等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
建設工事は国民生活及び経済活動に与える影響が大きいことから、国としてその適正な施工を確保する必要があり、そのための各種制度を措置している。標記事務は、建設工事の施工に伴い自ずと生ずることとなるコンクリートの塊等の建設副産物について、資源として有効な利用を図るための措置であり、建設工事の適正な施工を確保するための国による制度の一つとして実施される必要があることから、国土交通大臣が本法に基づく建設業者に対する監督を一元的に実施している。			
したがって、国と異なる主体である広域的実施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な監督権限を担うこととはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、監督を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—104]

個表番号	3-⑬	法 律 名	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54 法 49)
条 項		事務内容	
	6 14① <14①> 15① <15①> 16①～④ <16①～④>		事業者に対する必要な指導及び助言 特定事業者による中長期計画書の受理 特定連鎖化事業者による中長期計画書の受理 特定工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理 特定連鎖化工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理 特定事業者に対する合理化計画に係る指示、公表 特定連鎖化事業者に対する合理化計画に係る指示、公表
	20③ <20③> 60 62 63① 64①② 87③ 87⑨		登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 (特定事業者) 登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 (特定連鎖化事業者) 荷主に対する必要な指導及び助言 特定荷主による計画の受理 特定荷主によるエネルギー使用状況等の報告の受理 特定荷主に対する勧告 特定事業者に対する報告徴収・立入検査 特定荷主に対する報告徴収・立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
現行においては、国土交通大臣は、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣としてこれらの業に係る事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣のこれらの業法（宅地建物取引業法、建設業法等）に係る監督規定は、「用紙番号 国土交通省—56」、及び「用紙番号 国土交通省—80」等の通り移譲しないこととなっている。			
このため、ご提案の区域外権限行使をはじめとする「特例的な取扱い」を講じてもなお移譲することはできないものである。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
①で述べたとおり、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣として行う標記事務・権限は、これらの業等をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—105]

個表番号	3-⑬	法 律 名	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54 法49)
条 項		事務内容	
	76 の 8①		建築物調査機関の登録
	31①		登録建築物調査機関に対する適合命令
	42		登録建築物調査機関の登録更新
	44		登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理
	45①		調査業務規程の作成等の届出受理
	46		登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理
	48		登録建築物調査機関に対する改善命令
	49		登録建築物調査機関の登録取消等
	50 (31①～50 は 76 の 10 による 準用)		登録建築物調査機関の登録取消等の公示
	87⑫		登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査

①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

登録建築物調査機関は、建築物の省エネ性能に係る維持保全の状況について中立・公平に評価する業務を行っており、評価の信頼性を確保する必要性から、チェックが機動的に行われる必要がある。

このため、登録建築物調査機関の監督は、建築物調査機関登録制度の企画・立案権を有する国が一元的に行うべきものであり、国ではない広域的実施体制において本業務を行うことは適切でない。

②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③移譲の例外とすべきと考える理由

①で述べたとおり、評価の信頼性を確保する必要性から、本業務は国で行うべきものであり、広域的実施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—106]

個表番号	3-⑯	法 律 名	砂利採取法（S 43 法 74）
条 項	【河川管理者としての権限】 33 34⑬	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告 徴収 河川区域等の区域において砂利の 採取を業として行う者の事務所等 への立入検査等
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○砂利採取業を行う者に対する報告徴収、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等の事務については、【用紙番号 国土交通省-32】で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—107]

個表番号	3-⑯	法 律 名	砂利採取法（S43 法 74）
条 項	【国土交通大臣の権限】 33 34⑬	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

○当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うこととはできないものである。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○上記①のとおり。

なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、砂利採取業を行う者からの報告徴収・立入検査等を適切に行うための執行体制を検討する。

[用紙番号 国土交通省—108]

個表番号	3-⑯	法律名	地すべり等防止法（S 33 法 30）
条項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○地すべり対策事業は、平成 16 年中越地震時に長岡市（旧山古志村）芋川等で見られたように、国土保全上特に重要なものとして、地すべり現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が地すべり防止工事の施工及び管理を実施している。			
○これは、地すべりの機構解明と地すべり防止工事基本計画の策定には、地すべり現象に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。我が国は、地質的には変動帶に位置し、国土の半分以上が豪雪地帯となっており、世界的にも有数の地すべり多発国であることから、国全体の知見を総合的かつ確実に反映できるよう、研究機関を含めた全国一体的な実施体制が取られている。			
○このため地すべり防止行政所管大臣として、大規模で特殊な地すべりへの対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るために、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。			
○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、地すべりの特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。			
○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣が実施する地すべり防止工事の施工及び管理については、上述のとおり、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、かつ、最終的に責任を負い権限を有する公物管理者としての責務を果たすために行ってきたものであって、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。			
さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共服务基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣が実施する地すべり防止工事の施工及び管理については新たな事務類型とし、適切な国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。			
○また、以上のことと鑑みれば、			
<ul style="list-style-type: none"> 「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後の・受動的なものであるため、地すべりの日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速な対応に限界がある。 			

【様式2】

指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。

- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まることから地すべりの日々変化する個別状況への対応や、緊急時等における迅速な対応に限界が生じ、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となるおそれがある。

ため、国土交通大臣が大規模で特殊な地すべりによる災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。

- したがって、「修正試案」では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

- 上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み

◇地すべり防止施設の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、地すべり防止施設の個別・具体的な状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特定に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）

◇国土保全の及び民生の安定の観点から特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）

◇広域的実施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等

◇広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知

- また、全国的にも大規模で特殊性を有する地すべり防止対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要が生じるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討をする。

- なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方をまとった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体に整理していくべきものと考える。

- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にす

【様式 2】

る必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

○さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

【様式2】

別紙

個表番号	3-⑯	法 律 名	地すべり等防止法（S33 法30）
条 項		事務内容	
	11①②		地すべり防止工事に関する設計等の承認等
	13		兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること
	14①		工事原因者に地すべり防止工事を施行させること
	15①		地すべり防止工事の附帯工事の施行
	16①		他人の占有する土地への立入等
	18①		地すべり防止区域内の行為の許可等
	20②		国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議
	21①②		許可取り消し、措置命令等（21②Ⅲは除く）
	22①		報告徴収、立入検査等
	23①②		措置命令
	33		兼用工作物の費用負担の協議
	48①②		漁港管理者又は港湾管理者に対する協議

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—109]

個表番号	3-⑯	法律名	地すべり等防止法（S 33 法 30）
条項	49	事務内容	都道府県知事に対する報告徴収
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○当該権限は、国土交通大臣が地すべり等防止法の施行に係る企画・立案等を行うために必要な地すべり全般についての動向・実態を広く把握するため、地すべり防止区域等の管理者である都道府県知事に報告徴収を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、都道府県知事に対する報告徴収を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—110]

個表番号	3-⑯	法 律 名	中小企業団体の組織に関する法律 (S 32 法 185)
条 項		事務内容	
	5 の 7② 5 の 17① 5 の 22 5 の 23 95④、100 の 11 9 17 の 2①② (17 の 2①②) 42①～⑤ 47①～③ 54 69④ 71 67、69①～③ 92 93① 96⑧ (96⑤)		協業組合の事業の転換の認可 協業組合の設立認可 中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること 中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等 事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出 商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認（＊） 組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可（＊） 組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可（＊）※33において準用 商工組合の設立認可（＊） 中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用（＊） 中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用（＊） 中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用（＊） 中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用（＊） 商工組合等に対する措置又は解散の命令（＊） 商工組合等に対する報告の徴収 商工組合等に対する立入検査 商工組合の事業協同組合への組織変更の届出（＊） 事業協同組合の商工組合への組織変更の認可（＊）※97②において準用 （＊）その地区が全国であるものを除く。

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

本法による協業組合又は商工組合の設立に係る認可の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認可を前提としたものであり、広域的実施体制による認可の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。

なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

税制上の特例措置について、広域的実施体制による認可であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

--

[用紙番号 国土交通省—111]

個表番号	3-⑯	法律名	海岸法（S31法101）
条項	※別紙参照	事務内容	※別紙参照
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○海岸保全に係る事業においては、冬季波浪等による海岸侵食や地震・大型台風による津波・高潮による被害のように、国土の保全上特に重要なものとして、工事規模が著しく大きい、工事が高度の技術を要する等の場合に、国土交通大臣が海岸保全施設の整備等を実施している。</p> <p>○これは、施行にあたり波浪及び津波の解析、漂砂の移動機構の解明等と対策計画の立案に、海岸災害に係る最新知見や試験等を通じて蓄積する知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図ることによるものである。</p> <p>特に、東北地方太平洋沖地震を受け、総合的かつ効果的に津波対策を推進する必要が生じたことから、海岸保全施設については、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこととしているところである。</p> <p>○このため、国土交通大臣としては、大規模で特殊な津波・高潮、侵食への対策に万全を期し、国土を保全し、国民の生命、財産等を守るために、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処し、国が現在自ら整備している場合と同様に最適な整備方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>○この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、津波・高潮、侵食の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>○「修正試案」中の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、地方自治法において「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣による海岸保全施設の整備に関する事務は、上述のとおり、大規模な災害からの国民の生命・財産の保護という国家的重要性に係るものであり、従前地方公共団体が法定受託事務として実施してきた事務とは大きく異なるところであり、このような事務の性格は移譲後も何ら変わることはない。さらに、当該事務は、現行の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点だけでなく、「迅速性・確実性・適切性」の確保といった観点（公共サービス基本法第3条参照）に基づき国による関与が必要不可欠である。これらのことから、国土交通大臣による海岸保全施設の整備に関する事務については新たな事務類型とし、有事平時を問わず、現在国土交通大臣が自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国にわたって安定的かつ永続的に確保されるとともに、国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速、的確かつ確実に実施されるよう担保するための新たな国の関与を法律上明確に位置付けることが必要不可欠である。</p> <p>○また、以上のことと鑑みれば、</p>			

【様式 2】

- ・「修正試案」中の「国の関与」や「並行権限行使」については、要件・法的効果は不明であるが、認可・同意・並行権限行使はあくまでも事後的・受動的なものであり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる海岸について、現在国自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保していくことを担保する上で限界がある。指示も適時適切に行うことができるとともにその効果が確実に確保されるものでなければ同様である。また、法定受託事務の「処理基準」はあくまで一般的な基準であることから、同様の限界がある。
- ・「修正試案」中の「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」については、現在の法定受託事務の枠組みにおける資料の提出要求と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、自然公物として日々変化する個別状況への対応が求められる海岸について、現在国自らの事務として整備する場合と同等の高い整備水準が全国的な整合性をもって適正・迅速・確実・適切性の点から有事平時を問わず常時確保されているか適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことで海岸保全施設の整備上の支障を未然に防止することが担保されないおそれがある。

ため、国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。

○したがって、「修正試案」では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。

○なお、「修正試案」中の「事業計画」については、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

【様式 2】

- 上記不都合を解消するためには、広域的実施体制が特例法に基づく委任により行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを強い法的拘束力を持って担保するための法律上の措置として、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。
 - ◇国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的実施体制が執行する仕組み
 - ◇海岸保全施設の整備に関して従わなければならない基準の作成・提示（一般的基準にとどまらず、海岸の個別・具体的な状況に照らして災害発生の防止等の観点から必要な基準の類や、個別政策課題の特性に応じた的確な基準の類を示すことを可能とする。）
 - ◇国土保全の観点から海岸保全上特に必要と認められる場合等に、広域的実施体制の長に対する法的拘束力を有する必要な措置の適時の指示、広域的実施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的実施体制の職員に対する直接的な指揮等も可能。法令違反等の場合に限定せず、裁判手続きを経ることは不要）
 - ◇広域的実施体制の長が国土保全の観点から海岸保全上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等
 - ◇広域的実施体制の長が行う事務処理の執行状況の適時の調査（報告徴収、実地調査等）、これらの結果の公表及び報告・届出・通知
- また、工事規模が著しく大きく、工事が高度の技術を要する海岸災害対策は、専門的知見を有する人員を集中的又は長期的に投入する必要が生じるなどの場合があり、上記関与のみでは対策に万全を期すことができないおそれがあるため、慎重な検討をする。
- なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、新たな事務類型と国の関与について基本的な考え方がまとった後に、当該事務の内容等を踏まえて具体に整理していくべきものと考える。
- また、上記新たな事務類型とすることに伴い、また、独任制の長の権限と責任を明確にする必要があることから、広域的実施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。
- さらに、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや、全国の広域的実施体制の長や職員に対して直接指揮等できる仕組みが必要である。
- 効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

- 国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

【様式2】

別紙

個表番号	3-⑪	法 律 名	海岸法（S31法101）
条 項		事務内容	
	2①		砂浜の海岸保全施設指定（*）
	2 の 3④⑤		海岸保全施設の整備案の作成等（*）
	7①、8①		海岸保全区域占用等の許可（*）
	8 の 2①		行為の制限の対象となる区域等の指定（*）
	10②		国又は地方公共団体が占用等するときの協議（*）
	12①②		許可の取消し又は措置命令等（*）
	12③		措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等（*）
	12④⑤		除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等（*）
	12⑥～⑧		保管した施設等の売却及び代金の保管等（*）
	12 の 2①～③		処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等（*）
	13①②		海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等（*）
	15		海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること（*）
	16①		工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること（*）
	17①		必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること（*）
	18①		やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用（*）
	18⑦、〈12 の 2②③〉		立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等（*）※18⑧において準用
	19		海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償（*）
	20①		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徵収・立入検査（*）
	21①②		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令（*）
	21③、〈12 の 2②③〉		措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等（*）※21④において準用
	22①		漁業権の取消等
	22② 〈漁業法 39⑦～⑯〉		漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償（*）※22③において準用
	30		海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議（*）
	38 の 2		許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すこと

【様式2】

		(*)	
		(*) 法第6条第2項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。	

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—112]

個表番号	3-⑯	法律名	海岸法（S31法101）
条項	27②	事務内容	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○当該条項は、国が費用の一部を負担することとなる海岸保全施設の新設・改良工事の施行に関する海岸管理者からの協議に対する主務大臣の同意を要する旨を規定したものであるが、当該工事に係る国の負担額を定めることとなる事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—113]

個表番号	3-⑯	法律名	海岸法（S31法101）
条項	38	事務内容	報告徴収（都道府県知事、市町村長及び海岸管理者）
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○当該権限は、国土交通大臣が海岸行政の企画・立案等を行うために必要な海岸全般についての動向・実態を広く把握するため、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者から報告徴収・資料提出を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、報告徴収（都道府県知事、市町村長及び海岸管理者）を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—114]

個表番号	3-⑯	法 律 名	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26 法 97）
条 項	7	事務内容	公共土木施設の災害復旧事業費の決定
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
○災害復旧事業費の決定は、災害復旧事業に係る国の負担額を決定する事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○災害復旧事業費に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。 なお、移譲の例外とすることに伴い、主務大臣（国土交通大臣）自ら実施することを含め、公共土木施設の災害復旧事業費の決定を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—115]

個表番号	3-⑯	法律名	中小企業等協同組合法 (S 24 法 181)
条 項		事務内容	
	9の2⑦		組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認（＊）
	9の2の3①②		事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等（＊）
	9の6の2①④ (9の6の2①④)		事業協同組合等の共済規程の認可等（＊）
	9の7の5①		協同組合連合会の共済規程の認可等※9の9⑤において準用（＊）
	9の7の5①		共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用（立入検査、業務改善命令等）（＊）
	9の9④		共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用（立入検査、業務改善命令等）※9の9⑤において準用（＊）
	27の2①		共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認（＊）
	35の2		事業協同組合等の設立の認可（＊）
	48		組合の役員の変更の届出を受けること（＊）
	51②		組合員が総会を招集することの承認（＊）
	57の5		定款の変更の認可（＊）
	58の7②③		共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可（＊）
	58の8		共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等（＊）
	62②④		組合に対し共済計理人の解任を命ずること（＊）
	66①		組合の解散の届出等（＊）
	96⑤		組合の合併の認可（＊）
	104①②		組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと（＊）
	105①②		組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等（＊）
	105の2①②		組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等（＊）
	105の3①～④		組合から決算関係書類の提出を受けること（＊）
	105の4①～④		組合等に対する報告の徴収（＊）
	106①～③		組合等に対する立入検査（＊）
	106の2①②④⑤		組合等に対する法令等違反に係る措置命令等（＊）
	106の3		共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること（＊）
			（＊）全国を地区とするものを除く。

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

本法による事業協同組合等の設立に係る認可の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認可を前提としたものであり、広域的実施体制による認可の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。

なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における行政庁として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の行政庁との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

税制上の特例措置について、広域的実施体制による認可であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

--

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—116]

個表番号	追加2	法律名	津波防災地域づくりに関する法律（H23法123）
条項	7①	事務内容	基礎調査のための土地の立入り等

① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

○当該権限は、津波防災の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、最新の知見や技術力により全国的な津波防災の基礎となる調査を行うことに伴うものであり、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであることから、一定区域における事務を担う組織であり、津波防災の企画・立案等に係る権限を有しない広域的実施体制が行うことはできないものである。また、津波がはるか沖合から襲来し、複数の広域実施体制にまたがり甚大な被害をもたらす災害であることに照らしても、広域的実施体制が行うことはできないものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではない。

② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○上記①のとおり。
なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、基礎調査のための土地の立入り等を適切に行うための執行体制を検討する。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—117]

個表番号	追加3	法 律 名	民法 (M29 法 89) ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (H18 法 50。以下「整備法」という。) 第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)	
条 項	38②	事務内容	定款の変更の認可	
	67②		公益法人への命令	
	67③		公益法人の検査	
	72		残余財産の処分の認可	
	77①		解散登記の届出の受理	
	77②		清算人の登記の届出の受理	
	83		清算結了の届出の受理	
	84の2②		都道府県の執行機関への指示	
	84の2③		都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	
	84の2④		都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由				
平成20年12月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、各府省において行われていた公益法人の監督事務については、公益法人が新制度への移行を申請することにより、新制度下においては内閣府に一元化されることとなった。ただし、整備法による改正前の民法の規定による公益法人の監督事務については、なお従前の例によることとされており、新制度へ移行する前の特例民法法人については、引き続き、各府省において監督事務を行うこととされている（なお、特例民法法人は、平成25年11月末までに新制度への移行申請を行わなければ解散したものとみなすこととされている。）。				
したがって、公益法人の監督事務に対する広域的実施体制への移譲の検討に当たっては、広域的実施体制への事務・権限の移譲が平成26年度を目指していることから移譲の検討の必要性を吟味する必要があるほか、移譲の可否、移譲する際の事務の区分・必要な国の関与等について、制度を所管している内閣府との間において整理する必要がある。				
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策				
上記①のとおり、必要事項について、公益法人制度を所管している内閣府との間において整理されること。				
③ 移譲の例外とすべきと考える理由				
特例民法法人を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的実施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。				

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—118]

個表番号	追加4	法 律 名	公益信託ニ関スル法律 (T11 法 62)
条 項		事務内容	
	2①		公益信託の引受けの許可
	3		公益信託の監督
	4①		公益信託の検査、処分の命令
	5①		公益信託の変更の命令
	6		公益信託の変更、併合、分割の許可
	7		受託者の任務を辞する許可
	8		信託法に規定する裁判所の権限に関する事務
	9		公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
公益信託制度は、委託者が、一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度であり、許可を行う主務官庁の監督に属すこととされている。これにより、公益の増進に寄与するよう適切な監督がなされているところである。			
これら公益信託の監督事務について、広域的実施体制への移譲に係る検討に当たっては、移譲の可否、移譲する場合の区分・国の関与等について、制度を所管している総務省・法務省との間で整理する必要がある。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
上記①のとおり、公益信託制度を所管している総務省との間において、必要事項について整理されること。			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
公益信託を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的実施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—119]

個表番号	追加5	法律名	独立行政法人水資源機構法（H14 法182）
条項	18①	事務内容	特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○国土交通大臣は、水資源機構の所管大臣として、移譲の例外である事業実施計画及び施設管理規程の認可権限を有する等の立場から、機構を指揮するものであり、当該指揮は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行いえないものであり、当該認可権限等を有しない広域実施体制が当該指揮を行うことはできないものである。			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、特定施設の操作に関する指揮を適切に行うための執行体制を検討する。			

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—120]

個表番号	追加 6	法 律 名	個人情報の保護に関する法律 (H15 法 57)
条 項		事務内容	
	32		個人情報取扱事業者に対する報告の徴収
	33		個人情報取扱事業者に対する助言
	34		個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令
	37、39		認定個人情報保護団体の認定
	40		認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること
	46		認定個人情報保護団体に対する報告の徴収
	47		認定個人情報保護団体に対する命令
	48		認定個人情報保護団体の認定の取消し

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

個人情報の保護に関する法律は他省との共管の法律であり、個人情報の保護は政府全体として取り組むべき問題であることから、一部の主務大臣に係る事務・権限のみ移譲されてしまうことについて、他省庁との調整が行われていない現時点において、その移譲の可否を判断することはできない。(そのため、②又は③について記載を行うことが困難である。)

また、広域的実施体制が、個人情報の保護に関する法律施行令第11条に規定される地方公共団体の長等に含まれるのかが不明確であるため、この点についても主管の消費者庁と調整する必要がある。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—121]

個表番号	追加7	法律名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (H18 法 50)
条項		事務内容	
	46②		移行期間満了による解散の登記の嘱託
	67②		合併契約に係る理事の定める手続きの承認
	69①		合併の認可
	69②		合併に係る申請書の受理
	69④		合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係 る申請書の受理
	69⑤		合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係 る申請書及び意見書の送付
	72②		合併に係る登記の届出の受理
	92		最初の評議員の選任に係る定めの認可
	94⑥		定款変更の認可
	96①		必要な措置に係る命令
	96②		解散命令
	96③		解散命令の官報掲載
	97		解散命令による解散の登記の嘱託
	104②		移行認定に係る意見聴取への回答
	105		移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書 の受理
	106②		移行認定による解散及び設立登記の届出の受理
	108②		行政庁への事務の引き継ぎ
	109②		移行認定登記を怠ったことによる処分の通知
	109⑤		移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託
	110②		移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の 嘱託
	120④		移行認可に係る意見聴取への回答
	120⑤		移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書 の受理
	121①		移行認可による解散及び設立登記の届出の受理
	121②		移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の 嘱託
	131③		不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移 行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理
	131⑤		不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移 行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託

【様式2】

① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由

平成20年12月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、各府省において行われていた公益法人の監督事務については、公益法人が新制度への移行を申請することにより、新制度下においては内閣府に一元化されることとなった。ただし、整備法による改正前の民法の規定による公益法人の監督事務については、なお従前の例によることとされており、新制度へ移行する前の特例民法法人については、引き続き、各府省において監督事務を行うこととされている（なお、特例民法法人は、平成25年11月末までに新制度への移行申請を行わなければ解散したものとみなすこととされている。）。

したがって、公益法人の監督事務に対する広域的実施体制への移譲の検討に当たっては、広域的実施体制への事務・権限の移譲が平成26年度を目指していることから移譲の検討の必要性を吟味する必要があるほか、移譲の可否、移譲する際の事務の区分・必要な国の関与等について、制度を所管している内閣府との間において整理する必要がある。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

上記①のとおり、必要事項について、公益法人制度を所管している内閣府との間において整理されること。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

特例民法法人を地方整備局が所管する根拠となる事務が広域的実施体制に移譲されない場合には、移譲の例外とすべきである。

【様式2】

[用紙番号 国土交通省—122]

個表番号	追加8	法 律 名	犯罪による収益の移転防止に関する法律 (H19 法 22)
条 項	9① 13 14① 15 16	事務内容	疑わしい取引の届出の受理 宅地建物取引業者に対する報告の徴収 宅地建物取引業者に対する立入検査 宅地建物取引業者に対する指導等 宅地建物取引業者に対する是正命令
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく国土交通大臣の標記事務は、宅地建物取引業法に基づく免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。			
したがって、宅地建物取引業法に基づく事務については「用紙番号 国土交通省—56」のとおりであることから、標記事務についても移譲することはできない。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的実施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

【様式 2】

[用紙番号 国土交通省—123]

個表番号	追加 9	法 律 名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（H22 法 67）
条 項	7①④⑤ 8①～③ 21②	事務内容	研究開発・成果利用事業計画の認定等 ※8④において準用 研究開発・成果利用事業計画の変更等 報告の徴収
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
本法による研究開発・成果利用事業計画に係る認定の効果は、農業改良資金融通法等の特例を受けることにあるところ、現在の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的実施体制による認定の場合であっても特例を措置することについて整理が必要である。			
なお、標記事務・権限の移譲については、法制的な観点から、本法における主務大臣として同列である国土交通大臣と経済産業大臣その他の主務大臣との間に権限移譲後における事務の区分、大臣並行権限及び国の関与の在り方の差異を生じないよう整合が図られるべきである。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
特例措置について、広域的実施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、関係当局との間で整理されること。			